

防犯情報

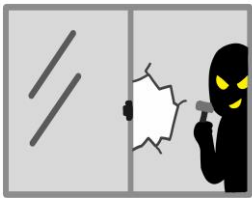
危険！

住宅の点検を装った

強盗の下見



に注意！



突然、業者を装って屋根や水道などの「無料点検」をすることで、住宅に上がり込み、家の様子や家庭の状況などを下見した者が、後日、強盗事件を起こす可能性があります。

屋根や水道などの点検と称して、突然、住宅を訪問する場合、犯行の下見をしているおそれがありますので、ご注意ください。

手口 の 特徴

- 事前の連絡なく、突然訪問してくる
- 「無料点検」と説明して来る
- 工事しないとすぐに屋根が崩れるなど、必要以上に不安をあおる

トラブル防止のポイント

- ☑ 突然訪問してきた業者には、インターホン越しに対応するなど、対面での対応はせず、安易に自宅に上げて点検をさせない。
- ☑ 対応するときは、社員証を確認したり、名刺をもらうなどして身分確認を行う。
- ☑ 点検時に修理を薦められても、その場では契約せず、家族や友人などに相談し、信頼できる業者であるか確認する。
- ☑ 金品の保管状況や家族構成などを安易に教えない。



断っても立ち去らない場合や不審な点があれば、**110番に通報してください。**

交通安全情報



詳細はこちら

自転車乗車時のヘルメット着用

令和5年4月1日から、自転車乗車時のヘルメット着用が全ての年代で努力義務化されました。統計によると、自転車事故で死亡した人の約7割が頭部に致命傷を負っています。命を守るためにヘルメットを着用しましょう。

ヘルメットの購入をご検討の方・・・自転車用ヘルメット購入費補助金をご利用ください。

**ヘルメット購入費補助
(上限2,000円)**

対 象	市内在住の方
対象商品	① 市内の販売協力店の店頭で購入 ② SG マーク等の安全基準を満たす
申請期限	購入から3か月以内
そ の 他	補助を受けるには申請が必要

夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

ドライバーは

- 夕暮れ時の早めのライト点灯をしましょう
- 思いやり運転を心がけましょう

自転車は

- 早めのライト点灯をしましょう
- 自転車に反射材を設置しましょう

歩行者は

- 反射材を着用し、明るく目立ちやすい服装にしましょう

令和6年11月 自転車に関する「道路交通法改正」

- 1 「ながらスマホ」禁止、罰則強化
(違反者6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金等)
- 2 「酒気帯び運転」禁止、提供者・同乗者にも罰則整備
(違反者・自転車提供者3年以下の懲役又は50万円以下の罰金等)
- 3 原動機付自転車等の「運転」明確化 (モペットも原動機付自転車等に)
- 4 自転車運転者講習対象に「酒気帯び運転」「携帯電話使用等」追加
(16種類の危険行為で取り締まりを受けた者は、命令書交付後3か月以内に受講)

